

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および 2026 年 3 月末（9 月入学者は 2026 年 9 月 19 日）までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2026 年 4 月 1 日（9 月入学者は 2026 年 9 月 20 日）までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

上記の出願資格「第1項～第7項および第9項」において「見込み」で受験して合格した者が、出願資格に必要な要件を4月入学は2026年3月末、9月入学は2026年9月19日までに満たせなかった場合は入学が許可されませんので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

出願資格「第10項」（3頁参照）によって出願しようとする者（最終学歴が中国の専科大学（3年制）の者、自学考試卒業の者を含む）は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、2025年11月20日（木）までに異文化コミュニケーション研究科入試担当へ問い合わせてください。

2）一般入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、TOEFL iBT または IELTS のスコアを提出できる者。

※TESOL プログラムの修了を目的として出願する場合は、TOEFL iBT 90 点以上、または IELTS 各技能 6.5 以上のスコアが必要となります。

※英語母語話者、または、すべての授業が英語で実施されている課程で学位を取得した（または取得見込みの）者で、TOEFL iBT®Test または IELTS のスコア証明書の提出の免除を希望する者は、スコア証明書に代えて「Exemption Application Form」を提出してください。申請内容によっては、追加でスコア証明書の提出を求めることがあります。

※ TOEFL はエデュケーション・テストिंग・サービス（ETS）の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。

3）特別進学生入学試験受験資格

以下の1～4の条件をすべて満たす者。

1. 異文化コミュニケーション学部5年一貫プログラム生で、2026年9月に異文化コミュニケーション学部を卒業見込みの者。
2. 2026年9月末までに、異文化コミュニケーション研究科博士課程前期科目を10単位以上修得見込みの者。
3. 異文化コミュニケーション研究科への進学を強く希望する者。
4. 英語以外が母語である者については、TOEFL iBT または IELTS を受験し、スコアを提出できる者。